

令和7年度第3回酒田市介護保険運営協議会 議事録

日時：令和8年3月24日（火）午後1時30分～午後2時30分

場所：酒田市役所3階 第一委員会室

出席者：黒澤勲委員、佐藤真紀委員、今野紀子委員、鈴木淳一委員、奥山悟委員、桐澤聡委員、村上悦美委員、矢島慎也委員、佐藤ルミ子委員、伊藤春恵委員 以上10名

欠席者：船越誠委員

事務局：健康福祉部長、高齢者支援課長、高齢者支援課地域包括支援主幹、高齢者支援課長補佐、介護認定係長、介護給付係長、地域包括支援主査兼地域包括支援係長、介護給付係阿部主任

1 開会

2 会長あいさつ

3 協議

(1) 令和7年度介護保険事業実施状況について（資料1）

委員 介護予防サービスの利用量について資料6ページを見ると、介護予防訪問看護と介護予防居宅療養管理指導が、執行率が135.6%と160.1%と比較的高くなっているように見える。

執行率なので計画値が低ければ当然高くなるが、実績値についても前年度より伸びていることが見てとれる。一方で資料の5ページでは、要介護者の方の利用は、減っているか横ばい程度になっている。

一般的なイメージで言えば、要介護度が軽度の方が、医療系のサービスのニーズが突出して高くなるというイメージがなかなか結びつきづらいが、予防の医療系サービスだけこのように伸びている理由として何か背景があるのか伺いたい。

事務局 サービス事業所数の状況を見ると、訪問看護の事業所数が増えている。

事業所の増により相対的に医療系の訪問サービスが増えている。そのうえ、介護予防サービスはパイが小さいので、数名の利用でも利用率が上がってしまうため、見え方としては伸びているように見える。

ただ、在宅医療と介護の連携などで、診療所等の医療機関との連携による訪問診療、居宅療養管理指導なども増えている状況にある。医療との連携が一定程度進んできたことが増加要因と見ている。

会長 訪問看護の事業所数は、増えているのか。

事務局 訪問看護の事業所は、令和5年度から増えている。令和6年度には12事業所で、令和7年9月に1事業所増えて計13事業所である。増えている状況にある。

会長 執行率の上げ幅は、元々のパイが小さいため、事業所数が増えると大きくなって見えるということかと思う。

委員 補足になるが、訪問看護の事業所で訪問リハビリもやっていることがある。訪問リハビリの事業所がいっぱいに対応できない場合、訪問看護ステーションからリハビリを受けるということがある。そのような経過で数字が伸びているということもあるかと思う。

4 報告

(1) 令和8年度酒田市介護保険特別会計予算の概要について（資料2）

委員 参考資料の総務管理費のシステム改修委託料の介護情報基盤とあるが、Teamアプリが酒田では動いているが、それと似ているように思った。

今後、Teamアプリから介護情報基盤の方に移行するわけではないという認識でよいか。

事務局 介護情報基盤は、国で進めているもので、全国一律に国保連にある介護請求情報、医療機関で持っているレセプト情報と各保険者が持っている情報をマイナンバーカードの方で一致をさせて、それぞれの機関や利用者様が、情報を取り出したり、閲覧したりができるというふうなものになっている。

どのようなサービスを利用しているかとか、どのようなケアプランになっているかという情報共有が図れるものである。

Teamアプリは、介護情報基盤で確認できる基本情報以外の個別具体的な状況をケアマネジャーや

医療機関も含めて、情報共有するというのが役割になっている。

取得できる情報と共有する情報を、整理してわかりやすく使っていただけるようにというのが課題と考えている。

会 長

介護情報基盤のシステム改修に関連して、事業所でのシステム改修は発生しないのか。

事務局

導入に係る準備は、事業所側でも必要になるもので、国や県からのお知らせを各事業所にお伝えしている。マイナンバーカードの情報を読み取るためのカードリーダーなどを導入する必要がある。

国で、このような準備を支援する事業を行っているが、まずは、準備行為としてカードリーダー等の導入等をする必要がある。

各事業所で使っているケアプランを国保連に請求するためのデータ（システム）は、改修の必要はないが、今各種加算で必要となっているケアプランデータ連携システムによって介護情報基盤の情報が取得できるようになるので、前段にケアプランデータ連携システムを導入しておかないと、介護情報基盤から情報が取れない。ケアプランデータ連携システムも国で補助金を出して、導入を支援している。

補助金の流れは、国保連を経由して行われるものとなっており、導入への支援のお知らせも国保連から出されている。稼働に向けた準備をお願いしているところである。

会 長

何らかのシステム改修が必要で、マイナンバーカードを読み取るための機械も入れていかなければいけない。かかる費用は、事業者の負担になるが、補助があり、通知も国や県から事業所に行われているようだ。

これは介護だけなのか。障害は別なのか。

事務局

まだ具体的なものは出てないが、例えば、公衆衛生、医学、産業の振興に資する2次利用というところで様々な研究の分析データとしての活用や、予防接種等への運用も図られているようで、こういったものに活用できるか、これから示されるものと聞いている。

今、障害サービスに関しての情報は、入手していないので、今後、情報が入り次第、お伝えできるようにしたい。

会 長

いつから運用開始か。

事務局

スケジュール的には、令和9年1月から国で運用を始めるのだが、自治体ごと、さらにこのシステムを入れるメーカーごとに順番があり、1年かけて全国で運用が始まる予定になっている。本市は、令和9年12月になる予定と見ている。全市町村一斉ではなく、順番を追って導入されていくという状況である。

会 長

令和9年からなのか。

事務局

令和9年からである。令和8年度で整備をして、9年の1月から順次改修される。

会 長

令和8年度当初からではないという認識でよいか。

事務局

令和8年度は、システムを改修して、下準備をする。

会 長

介護給付費準備基金は、令和8年度の取り崩し予算2億4,500万円を差し引いて、10億5,972万1,458円だが、10億の基金というのは多いのか。適正なのか。

事務局

適正かどうかということについて、例えば国民健康保険であれば、条例で10億程度というものがあるのだが、介護保険では何も示されていない。そのため、適正かの判断となる額が基本的にはない。ぴったりで収まればいいのだが、介護報酬改定による期中での増額や災害時に保険料を減免するといった不測の事態に備えて、一定程度持っておく必要があると認識している。

他市の状況で言えば、具体的な数字は出せないが、鶴岡市は本市より令和6年末で1億程度、山形市は本市より3億から4億程度多く基金を持っている状況というのは確認している。

会 長

第10期の計画の中でこの基金をどう取り扱っていくのか、少し基金を取り崩しながら保険料の軽減を図っていくのか、どう考えているかと思いついたもので、そのあたりの検討はこれからになるか。

事務局 前回の第9期計画のときに示したのは、第10期でも一定程度基金を取り崩して介護保険料を考えるという方針は示している。

会長 介護報酬の改定のアップ幅に応じて、どれだけ抑えられるかという試算をしているが、額が上がるのは間違いないと見ている。基金をすべて使っても賄いきれないだろうという試算しているところだが、方針としてはその上げ幅を少しでも下げられるように、基金を取り崩す計画というのを示している。

事務局 全く変えないということにはならないとは思いますが、上げ幅を少しでも減らし、負担にならないような介護保険料の設定になればと思っている。

会長 もう1つだけ確認したいのだが、歳出の保険給付費は、今回の臨時の報酬改定も加味した給付額になっているか。

事務局 臨時の報酬改定分を加味していない。他市の状況を聞いても途中で補正するということ、年度末に執行状況を見て補正するということと対応が分かれている。

会長 報酬改定のアップ率が示されたのは、1月上旬だったと思うが、その時点で酒田市の当初予算がほぼ固まっていたため、協議の結果、報酬改定のアップ率は加味せず保険給付費を見込んでいる。

事務局 後で増額になればまた基金の取り崩しも増えてくるということになるか。

会長 そのとおり。

事務局 新年度予算は、国の動きと市の予算編成のタイミングが合わなかったということで、当初の介護保険計画どおりの給付額で予算化しているということでしょうか。

委員長 そのとおり。

事務局 介護情報基盤について現段階でわかっている範囲でいいので、2点ほど質問したい。

委員長 プラットフォームを利用するにあたっての、主に介護保険の被保険者からの同意ということとリテラシーの問題について。

事務局 プラットフォームに事業所がアクセスして情報を取得していいという同意は、被保険者がプラットフォーム等に対して権限を付与するということをするのか、事業所と今までみたいな取り交わしを行い、個別にアクセスするような運用になるのか。

委員長 介護情報基盤をどう運用するにしても、高齢者の方がプラットフォームに何らかの権限付与やアクセスをすることになったときのデジタルのリテラシー上の問題や懸念がないのか、現状でわかる範囲で教えていただきたい。

事務局 個人情報保護の同意は、4月1日から全国一斉で要介護認定申請をするときの様式が変更になる。その様式において、個人情報保護の同意欄に介護情報基盤へ情報提供してよいかという欄が加わることになっている。そこで同意をいただく形になる。

委員長 情報に関するリテラシーは、今現在仕出ている情報では、詳細について見えてない部分があるが、マイナンバーカードを使うということで、個人番号管理もしなくてはならないので、そのあたりの対策は、事業者に対しても一定程度の考えが示されて、その共有が図られるものと伺っている。医療機関、保険者、事業者それぞれ閲覧できる範囲が決まっていて、アクセスできるレベルが違うのだが、そういったところが守られながら、運用されるものと伺っている。

事務局 要介護認定申請のときに、このプラットフォームに登録するというのに同意をとるというのは理解した。

委員長 例えば、ある日はデイサービスを使った。次の月にヘルパーを使うとなったときに、デイサービス事業所やヘルパーの事業所は、いつ、どのように権限が付与されてプラットフォームにアクセスできるようになるかという運用上の話は出ているか。

事務局 見られる情報の範囲は、事業所であれば、要介護認定の情報だと主治医意見書と被保険者証の情報というようにその範囲までは出ているが、アクセスするまでの流れは、まだ示されていない。

委員長 個人情報に類するものであるし、運用の仕方によっては、いろんな懸念が出てくる部分だと思うので、先ほどのリテラシー上のところも含めて慎重な運用が必要だと感じた。

会長 国の制度なので、国の方で何らかのリテラシーも含めて、指導や通知がこれから出されると思う。

(2) 酒田市介護保険条例の一部改正について(資料3)

委員 基本的には令和7年度と同じということか。

事務局 その通りである。収入なり、扶養などが変わらなければ、控除後の給与所得を含む所得金額が90万円ぐらいの方はこれまで通りの介護保険料になるだろうということ。

会長 保険料の算定だけではなくて、ほっとふくし券の算定等にも影響が出てくるのか。

事務局 ほっとふくし券は、介護保険料段階で判断するので、変わった後の段階を見ることになる。

(3) 令和8年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金の評価結果について(資料4)

質疑なし

5 その他

酒田市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定に関する懇話会について

事務局 来年度第10期計画の策定にあたり、酒田市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定に関する懇話会を設置する。介護保険運営協議会の委員の皆様からも参加いただき、幅広くご意見をいただきたい。

7月以降に第1回開催を予定しているが、懇話会の委員委嘱の手続きなどの連絡をさせていただきたい。来年度も介護保険運営協議会と合わせて懇話会にもご協力をお願いしたい。

会長 来年度は、介護保険運営協議会の開催は、2回を予定しているか。

事務局 介護保険運営協議会は、今までは3回開催していたが、来年度は2回の予定。懇話会を行うことで会議の回数は、来年度は増えることになる。

会長 地域福祉計画はいつぐらいから懇話会を開くのか。

事務局 地域福祉計画も来年度が計画策定の年になっている。スケジュールは手元にないが、できるだけ早い時期から進めたいと思う。皆さんから様々なご意見をいただきたい。

来年度は、障害の計画も策定の時期になっている。アンケート等も、別々をお願いするのではなく、まとめて行うようにしたい。

会長 会議の時期もあまりくっつけないように調整いただきたい。

資料を読み込めるような時間をとっていただければと思う。

委員 懇話会の開催は、日中の時間という認識でよいか。

事務局 医師からも懇話会に参加いただくということで、前回の計画策定の時は、午後の診察前までということで、13時過ぎから15時前までで開催をしていた。

委員 懇話会は、開催回数の予定は。

事務局 前回は、4回開催していた。内容によって変わることは考えられる。介護保険運営協議会も少し内容も見直しして、なるべく負担のない形で開催したい。

会長 会議が夜になることはない。医師の昼休みの時間を使わせていただく形になる。

委員 医師の委員は、毎回異なる方が来るのか。同じ方が来るのか。

事務局 今回の計画の策定期間中は、同じ医師に来ていただく。

委員 医師の委員は、すでに決まっているのか。

事務局 医師会等の団体への依頼もこれからなので、まだ決まっていない。

6 閉会